

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針<事業継続計画 BCP>

社会福祉法人多度志保育会

多度志学童クラブ

◇放課後児童クラブの制限に関する基準

レベル	判断基準	学校等の対応	具体的な要件など
0 通常			
1 制限-小	所在地域(近隣市町を含む)に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮、注意喚起の観点から、必要と認める場合など。		・北空知地域及び空知・上川・石狩・留萌管内に感染者が発生
2 制限-中	・北海道知事及び深川市から外出自粛、自宅待機等の行動規制に関する要請がある。 ・施設に関係が近い者(児童・職員を除く)の感染が確認された場合。	・小学校等の休校措置、公共施設等の利用制限・閉鎖 ・小学校等に関係が近い者(児童・教職員を除く)の感染が確認された場合など。	・北空知地域及び空知・上川・石狩・留萌管内で感染が拡大 ・国による緊急事態宣言発令(特定指定外)
3 制限-大	国の緊急事態宣言の特定警戒対象に指定され、北海道知事及び深川市から感染拡大防止のため必要な協力を要請された場合など。	・小学校等の休校措置、公共施設等の利用制限・閉鎖 ・小学校の児童・教職員に感染が確認された場合など。	・北空知地域及び空知・上川・石狩・留萌管内で感染が拡大 ・国、道による緊急事態宣言発令(特定警戒対象に指定) ・施設関係者(児童・職員)の近接者に感染者が発生
4 停止	施設を閉鎖せざるを得ない場合	・小学校等の休校措置、公共施設等の利用制限・閉鎖	・施設利用者・関係者(園児・職員)に感染・罹患が発生 ・深川市からの閉鎖要請及び指示

◇教育・保育活動の制限に関する基準

レベル	活動	活動内容	職員の勤務
0 通常			
1 制限-小	配慮して実施	手洗い・消毒の励行	通常勤務
2 制限-中	特に配慮して実施 縮小・自粛要請	行事の変更・中止 普段の活動及び屋内活動の制限	時差勤務・交代勤務 テレワーク
3 制限-大	実質的に休所	集団の制限・活動の強い制限 分散・短縮開所	感染者と近接した職員の出勤停止
4 停止	閉鎖	閉鎖	全職員出勤停止

◇クラブ内への出入り制限

レベル	内容
0 通常	
1 制限-小	・掲示・おたより等で配慮をよびかけ ・基本的に人の出入りは制限なし
2 制限-中	・保護者はマスク着用、手指消毒励行 ・来訪者はマスク着用、玄関で対応 ・保育実習・見学の制限
3 制限-大	・保護者は玄関で対応、マスク等必須 ・来訪者は出入り禁止(玄関で対応可) ・関係者以外は出入りを強く制限
4 停止	・所内の消毒、閉鎖中の事務作業にあたる職員以外は出入りを禁止

◇保健・衛生管理(学校・保健室と情報共有を図る)

レベル	内容
0 通常	
1 制限-小	・任意で検温(報告不要) ・マスク着用は任意(基本は不要)
2 制限-中	・任意で検温(報告不要) ・職員はマスク着用、園児は任意 ・手指消毒を必要に応じて実施
3 制限-大	・登所前検温実施(未実施は利用不可) ・職員はマスク着用、園児は任意 ・手指消毒を徹底
4 停止	・最小限の職員による施設の消毒作業 ・感染者の容体、感染拡大の動向などの情報収集につとめ、適切な広報を実施

◇放課後児童クラブの利用についての考え方

自粛要請	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での保育が困難で、長期間の利用自粛が難しい場合に保育利用が出来ます。 ・基本的に家庭保育が可能な方は、ご家庭で子どもをみていただきます。
利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者やライフライン維持など公共・公益的業務に従事される方で、保育の必要な方を受け入れます。 ・上記以外のお仕事でやむを得ない事情がある家庭は、就労状況などを申告し、園が利用の可否を判断します。
閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・一切の保育利用ができません。子どもの荷物を受け取るなどの園内への出入りも許可が必要となります。

◇マスク着用に関するガイドライン

学童	自己管理でマスクを着用	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以上は、自己管理を前提として、任意で着用することとする。 ・使用済みマスクの衛生管理や、他の子どものマスク混同が生じる場合などを考慮し、園内に持ち込まれたマスクについて、使用後すみやかな廃棄を徹底。 ・保護者の管理で任意に着用することとし、職員は学童のマスク管理に関与しない。
職員・大人	必須 (布マスク不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・段階0～1において、職員・保護者のマスク着用は任意とする。 ・段階2～3において、保護者のマスク着用がない場合は施設のマスクを支給する。 ・基本は使い捨てマスクを用いるものとし、1日以上連続使用は不可とする。 ・布マスクは感染予防効果が無いものとし、原則使用しない。

◇情報公開に関するガイドライン ～感染者が発生した場合に公表されること、されないこと

	名前	性別	年齢・クラス	他児との接触	行動歴
学童	✕非公表	○公表	✕非公表	○公表	✕非公表
保護者	✕非公表	○公表	✕非公表	○公表	✕非公表
備考		保護者は父・母 祖父・祖母など	年齢及び在籍クラス	登所状況(出欠)を 公表	家庭での行動歴も 含めて、非公表

※ ただし、公表する項目であっても、個人が特定され不利益となるおそれがある場合は、非公表とします。

※ 公表する範囲や内容は、該当する園児の保護者と事前に相談の上、同意を得てから公表します。

※ 感染のおそれや感染疑い、PCR検査受診、結果待ちの段階では、一切の情報を公開しません。

	名前	性別	役職	園児との接触	行動歴
施設職員 支援員など すべての職員	✕非公表	○公表	○公表	○公表	○公表
備考		〇〇代など年代と 性別を公表	保育士、調理員など の役職名を公表	勤務状況を公表	行動歴/症状を 公表(本人同意)

※ 陽性・陰性の有無に関わらず、PCR検査受診の段階で公表。(職員本人の同意の上、公表)

◎ 公表事項について、ツイッターやフェイスブックなどインターネット SNS への安易な投稿・拡散は控えて下さい。

新型コロナウイルス感染および発症等に関するガイドライン

！子どもに次のような症状がみられたら

元気がなく明らかに体調がいつもとちがう	お休みして自宅で静養する。 保育中はお迎え・早退する。 心配な場合は医師に電話相談	症状が改善するまで
味やにおいの異常、体のだるさを訴える		解熱後、24 時間経過まで。
発熱している。(37.5℃以下であっても)		

！家族に次のような症状がみられたら（家族以外でも最近特に接触した方も含みます。）

レベル		家族に発熱の症状あり。 (微熱を含む)	味覚・嗅覚の異常や、著しい倦怠感、咳症状あり。	家族の高い発熱が 3日以上続いている。
0	通常			
1	制限-小	△高熱の場合は登園自粛	○保育利用可能	△登園自粛
2	制限-中	△登園自粛	△登園自粛	×利用停止
3	制限-大	×利用停止	×利用停止	×利用停止
4	停止	×利用停止	×利用停止	×利用停止

！家族の職場で感染者が発生したら（近所で感染者が発生するなどの場合を含みます。）

レベル		家族の職場で感染者が発生 (直接、濃厚な接触なし。)	家族の職場で感染者が発生 (感染者と濃厚接触あり。)	家族の職場の利用者(利用客・ 出入り業者等)が感染
0	通常			
1	制限-小	○保育利用可能	△登園自粛(2週間)	○保育利用可能
2	制限-中	○保育利用可能	△登園自粛(2週間)	○保育利用可能
3	制限-大	△登園自粛(2週間)	×利用停止	△登園自粛(2週間)
4	停止	×利用停止	×利用停止	×利用停止

！子どもや家族が感染したら（実際には医療機関・保健所の指示に従って下さい。）

園児本人、家族が PCR 検査を受ける	×利用停止	PCR 検査結果が出るまで
園児本人、家族が濃厚接触者である	×利用停止	PCR 検査結果が出るまで
園児本人が感染(発症)した	×利用停止	医師の登園許可が出るまで
家族が感染(発症)した	×利用停止	回復後 2 週間経過するまで

職員むけ 新型コロナウイルス対応時の勤務に関するガイドライン

次の場合は、出勤を停止します。(自宅待機と異なり、出勤できません。)

感染したとき(診断、発症)	医療機関の診断により新型コロナウイルスへの感染が確認された者	医師・専門機関の指示があるまで出勤停止。
感染者と濃厚接触の疑いがある	感染者と1時間以上過ごし、範囲2m以内の接触が疑われる者、およびその同居家族。	起算して14日間の出勤停止
同居家族に感染疑いがある。	家族に発熱と咳等の症状があり、数日間続いている。	家族の症状回復後、24時間経過するまで出勤停止。
医療機関から出勤停止の指示。	新型コロナウイルスに限らず、医師・専門機関から自宅静養の指示を受けたもの。	医師・専門機関が支持する期間、出勤停止
体調不良	微熱や倦怠感等の体調不良が3日以上続く	発症から2日目までは、年休/欠勤扱い。3日目以降から出勤停止扱い。
行動指針の基準による出勤停止	感染者発生自治体に居住している。	行動指針のレベル引き下げ、又は感染者の発生が10日間なかった場合まで。

レベル1～4における「出勤停止」期間中の給与等の処遇について

	雇用期間の定めがない者	雇用期間に定めのある者(パートタイム含)
基本給	原則として基本給全額を支給	原則として当初予定されていた勤務シフトすべてを有給とする。
通勤手当	実際の出勤日数に応じて減額支給(実際の出勤ゼロの場合は不支給)	実際の出勤日数に応じて支給
その他手当	業務手当、住宅手当、扶養手当、処遇改善手当は、原則として全額支給	
勤怠	出勤停止(自宅待機)=欠勤にはあたらないため、雇用者都合による公休扱いとする。	
控除等	社会保険料等は通常どおり控除するものとし、減免や返還等が生じた場合はその都度対応する。	

※上記は、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる出勤停止期間の「特例」であり、この期間を除く平時の病欠(生理休暇等を除く)、及び自己都合による欠勤(介護・育児休暇を除く)についての処遇は、従来の就業規則によることとします。

！家族の職場で感染者が発生したら(近所で感染者が発生するなどの場合を含みます。)

レベル	家族の職場で感染者が発生(直接、濃厚な接触なし。)	家族の職場で感染者が発生(感染者と濃厚接触あり。)	家族の職場の利用者(利用客・出入り業者等)が感染
0 通常			
1 制限-小	○利用可能	△登園自粛(2週間)	○利用可能
2 制限-中	○利用可能	△登園自粛(2週間)	○利用可能
3 制限-大	△登園自粛(2週間)	×利用停止	△登園自粛(2週間)
4 停止	×利用停止	×利用停止	×利用停止

！子どもや家族が感染したら(実際には医療機関・保健所の指示に従って下さい。)

児童本人、家族がPCR検査を受ける	×利用停止	PCR検査結果が出るまで
児童本人、家族が濃厚接触者である	×利用停止	PCR検査結果が出るまで
児童本人が感染(発症)した	×利用停止	医師の許可が出るまで
家族が感染(発症)した	×利用停止	回復後2週間経過するまで